

ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症 治療研究の推進を求める意見書

脳脊髄液減少症は、交通事故やスポーツ外傷等による身体への強い衝撃が原因となり、脳脊髄液が漏れ続けることによって、頭痛、首や背中痛み、めまい、耳鳴り、思考力低下等の症状が複合的に発症する病気です。

医療現場においては、このような症状に対する原因が特定されない場合が多く、「怠け病」あるいは「精神的なもの」と判断されてきました。また、治療法として、ブラッドパッチ療法の有用性が認められながらも保険が適用されず、診断・治療基準も定まっていないため、患者の肉体的精神的苦痛はもとより、患者の家族の苦労もはかり知れないものがありました。

厚生労働省の研究班により、交通事故を含め外傷による脳脊髄液の漏れは決して稀ではないことが報告されて以降、脳脊髄液減少症の一部である脳脊髄液漏出症の画像診断基準が定められ、硬膜外自家血注入療法（ブラッドパッチ療法）が先進医療として承認されたことに伴い、治療法の保険適用を目指した治療基準づくりも開始されました。

しかし、脳脊髄液減少症患者の約 8 割が脳脊髄液漏出症の診断基準に該当しないことから、脳脊髄液減少症の周辺病態の解明に大きな期待が寄せられています。

よって、国におかれては、下記の事項について実施するよう強く要請します。

記

- 1 ブラッドパッチ療法の治療基準を速やかに定め、平成 26 年度に保険適用とすること。
- 2 脳脊髄液減少症の診断・治療の確立に関する研究を継続し、診療ガイドラインを早期に作成するとともに、子供に特化した研究及び周辺病態の解明を行うこと。
- 3 脳脊髄液減少症の実態を調査し、患者及び家族に対する支援体制を確立すること。
- 4 ブラッドパッチ療法に関する先進医療認定施設を、各都道府県に最低 1 カ所設けること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 25 年 3 月 21 日

上田市議会議長 尾 島 勝